じゅうようじこうせつめいしょ 重要事項説明書

しゃかいふくしほうじん ふくずみかい 社会福祉法人 福角会

していせいかつかいごじぎょうしょ指定生活介護事業所

いつきの里

していせいかつかいごじぎょう さと じゅうようじこうせつめいしょ 指定生活介護事業 いつきの里 重要事項説明書

1. サービスを提供する事業所

名称	しゃかいふくしほうじん ふくずみかい 社会福祉法人 福角会
所 在地	えひめけんまつやましらくずみちょうこう ばんち 愛媛県松山市福角町甲1829番地
でんわばんごう 電話番号	089-978-5855 FAX 089-978-5856
だいひょうしゃ しめい 代表者氏名	理事長、芳野道子
ほうじん せつりつねんげつ 法人の設立年月	昭和47年5月31日

9 ようじぎょうしょ 2. 利用事業所

2. 利用事業所	
事業所の種類	世にかっかいこじぎょう 生活介護事業
していねんがっぴ 指定年月日	平成23年4月1日
事業所番号	愛媛 第3810100598号
事業所の名称	指定生活介護事業所 いつきの望
主たる対象者	気をはる。 知的障害者(18歳未満を除く)
施設の所在地と 運絡発	[いつきの ^並] ^変 媛県松山市福角町甲1829番地 089-978—1166
	①入所棟 I (もえぎ寮・やまぶき寮・管理棟等)
	「
ナイキの	②莋絮椋
tet to	まずき。 てっこつぞうにかいだて 構造 (鉄骨造二階建て)
	面積(372.29㎡) ③生活介護棟・入所棟Ⅱ(あかね寮)
	③生活が護保・人所保工(めかね余) 講覧 (鉄骨造二階建て)
	構造 (
Ltostai 施設長	世界 (1 ,
サービス管理責任者	数章 性 だいまけ しらいし み ほ かくとみ ともき 秋山 大輔 白石 美穂 福富 智樹
ましきょう び せいかっかい ごじぎょう 営業日(生活介護事業)	月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日 及び年末年始については、土曜日等に振り替えて実施することもある。
えいぎょう じかん ウナービス 営業 時間・サービス 投き付ける (生活介護事業)	(営業時間)午前9時から午後5時までとする。 (サービス提供時間)午前9時から午後4時までとする。ただし、上記 以外にもサービスを提供することもある。

事業の目的	障害者支援施設いつきの量において実施する指定障害者支援施設の適定な運営を確保するために必要な人資笈び運営管理に関する事項を定め、指定障害者支援施設の鬥滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思笈び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な施設障害福祉サービスの提供を確保することを首的とする。
運営の方針	利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。
施設の開設年月日	平成23年4月1日
定員	生活介護事業 50名
事業所が行っている他のサービス	しょうがいしゃしぇ & しせっ たんきにゅうしょじぎょうしょ にっちゅういちじ しぇ & じぎょう 障害者支援施設 短期入所事業所 日中一時支援事業
第三者評価の実施状況	実施の有無:背 実施な角質:冷和完雑11角5首・6首 実施な角質:冷和完雑11角5首・6首 評価機関の名称:社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会 結果の開示状況:法人ホームページ (https://www.hukuzumikai.com)

3. サービスに係る設備等の概要

(1)施設の概要

①利用者の寮(単位㎡)

室名/寮別	もえぎ寮(男性)	やまぶき 寮 (女性)	あかね 寮 (男性)
して	10室(1室:13.8)	14室 (1室:13.8)	11室(1室:13.12)
	2室(1室:12.0)	2室(1室:12.0)	1室(1室13.25)
まなしつれいだんぼう 居室冷暖房	あり 有	あり 有	あり 有
居室テレジ	ay 有	有	あり 有
* c #?!!!! 浴室・脱衣所	1室(1室:20.0)	2室(答室:16.58.0)	1室(1室:19.0)
浴室・脱衣所 	至(至:20.0)	Z至(各至:16.5 8.0) 	洗面所・洗濯室含む
トイレ	2室(答室:14.0 12.0)	2室(答室:12.0 8.0)	3室
	2至(合至:14.0 12.0)	2至(谷至:12.0 8.0)	(各室: 5.41 4.66 4.44)
洗 * **********************************	1室(答室: 4.3)	1室(1室:7.5)	脱衣室・洗面所内に有
洗	全(合全:4.3)	至(至:7.5)	他 1 ヶ所(1. 2)
************************************	1室 (1室:12.0)	1室(1室:10.5)	脱衣室・洗面所内に有
湯沸コーナー	1室(1室: 3.33)	1室(1室: 3.33)	キッチン 1室(1室: 7. 76)
娯楽室	1室(1室:34.0)	1室(1室:36.0)	フリースペース(1室: 95.25)
短期入所室	なし 無	1室(1室:12.0)	なし 無
夜勤。室	1室(1室:12.0)	1室(1室:12.0)	スタッフルーム(1室:24.7)
倉庫	2室(10.83.7)	2室(12.0 4.0)	4室(7.85 8.86 15.48 3.81)

②短期入所/日中一時スペース

短期入所室	4室(1室:10.0)	1階トイレ	1室(1室:11.25)	2階トイレ	1室(1室:3.68)
1階ホール	1室(1室:29.77)	2階ポール	1室(1室:59.03)	からこしつ 観察室	1室(1室:6.0)
直ぐっした。 個別支援室	1室(1室:6.44)	2 階倉庫	1室(1室:3.18)		

3管理棟

医務室	1室(1室:24.0)	施設長室	1室(1室:18.0)	第帷トイレ	1室(1室:4.5)
更な室	2室(1室:5.6)	即一副一室	1室(1室:6.0)	女性トイレ	1室(1室:2.9)
湯沸室	1室(1室:4.0)	れ 談 室	1室(1室:14.0)	浴 室	1室(1室:4.13)
支援資室	1室(1室:56.0)	事務所	1室(1室:35.0)	倉庫	1室(1室:11.2)
支援員室(2階)	1室(1室:63.9)				

4食堂部分

食 堂	1室(1室:96.0)	***・*********************************	1室(1室:7.8)	食品庫	1室(1室:8.55)
たゅうぼう 厨 房	1室(1室:52.15)	トイレ	1室(1室:1.5)		

⑤作業棟(1)

軽作業室	1室(1室:61.32)	*************************************	2室(1室:12.3)	トイレ・洗面所	1室(1室4.72)
ずるで室	2室(1室:7.24)	11个思至	(1室:12.5)	(2 階)	1室(1室4.72)
製菓室	2室(1室:53.09) (1室:47.28)	※くしつ だついじょ 浴室・脱衣所	1室(1室:5.61)	トイレ(1階)	2室(1室:5.38) (1室:5.57)
台 いどこ が	1室(1室:9.67)	倉庫	1室(1室:8.4)		

⑥作業棟 (2)

作業室	1室(1室:37.5)	こべっしえんしつ 個別支援室	1室(1室・125)

⑦生活介護棟(2階)

スタッフルーム	1室(1室:13.63)	シャワールーム	1室(1室:2.82)	を を する を する を する もの トイレ	1室(1室:5.3)
エレベーター	1室(1室:8.48)	会議室	1室(1室:77.0)	第性トイレ	1室(1室:14.39)
食堂	1室(1室:93.97)	配膳室	1室 (1室:32.34)	女性トイレ	1室 (1室:10.43)
*************************************	2室(1室:58.83)	フリースペース	1室 (1室:84.64)	こういしっ 更 衣室	2室(1室:7.78)
作兼至	(1室:60.24)	オープンスペース	洗面所含む	史 衣至	2至(1 至:/./8)

(2) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の前し出があった場合は、居室の空き状況***等により事業所がその司否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(3) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室及び居室以外の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点に ご注意ください。

まいほう めんかい 来訪・面会	「旅前として、就寝から起床までの時間以外でお願いします。尚、ご家族以外 の 方については、利角者との関係をお尋ねする場合があります。
が出・外泊	いつでもできます。支援賞艾は事務所等にご運絡下さい。
嘱託医師以外の医療	より夢門斜への受診が必要と判断された際に、受診が継続的になる場合や

機関への受診	受診先が遠方である場合等は、ご家族に協力を依頼する事もあります。
	t = 2 ない
	す。
 飲酒	希望によりできます。ただし、過飲等で他の利用者に迷惑となる場合や
以 酒	健康上の理由で制限させていただく場合があります。
 _{きっえん} 喫煙	希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、健康上の理由によ
突煙	り制限させていただく場合があります。
	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。 自己管理
貴重品の管理	のできない利用者につきましては、預り金管理サービス(有料)のご利用
	となります。
宗 教 活動 ・ 政治	対策するとでのします。 にんきょう にゅう かん たいりょうしゃ たい しゅうきょうかつどう 英いじ 利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教 活動、政治
たいりかっとう 活動・営利活動	活動および営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	動物の飼育はできませんが、釜薫等についてはご箱談告さい。
まけんぶっとう 危険物等	たいたします。

4. 従業者の配置状況

從業者の配置については、厚生労働省の楚める指定基準を遵守しています。 当事業所では、利用者に対して「生活介護事業」と「施設入所支援」を提供する者として、 下記の職権の從業者を配置しています。

職種	にんずう 人数	じょうきゃ 常勤	非常勤
管理者	1名	1 名 (兼務)	I
サービス管理責任者	2名	2名(1名兼務)	
生活支援員	5 4 名	3 9名(2 2名兼務)	1 5名
看護師	1 名	1名	
************************************	1 名	1名	
医師	1名		1名
ちょうりいん 電用冊 昌	a 夕	。 タ タ	。 8 夕

※職員の配置については、厚生労働省の指定基準を遵守しています。ただし、指定基準を 下間らない範囲で変動することがあります。

≪その他、専門的な支援等に係る従業者の配置状況≫

職種	ヹ゚゛゚゚゚゚゚゚゚゚゛゚ヹ゚゛゚ヹ゚゚゚゚゚゙゚ゔ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚
生活支援貨等の 置接 サービス	①当事業所では、上記のとおり指定基準上、策められる職員、の
世代に関わる職員	記憶を上回る、職員 体制(1.7:1)でより質の嵩いサービス提供
(生活支援員、看護職員等)	に努めております。
	②当事業所では、一定の現場経験年数を有する職員で配置する
	、 等、質の だいサービス提供 [・] に努めております。
えいようし 栄養士	当事業所では、利用者の日常生活状況や嗜好等を伺い、栄養士
	による栄養管理等を実施し姿心・姿堂な篒事提供。に努めておりま
	す。

≪主な職種の勤務体制≫

職種			務 体	制
管理者	8:30	~17:30		
サービス管理責任者	通常	8:30~17:30	_{まそで} 遅出 1	12:30~21:30
生活支援員	早出	6:30~15:30	[₺] そで 遅出 2	10:30~19:30
看護師	を 夜勤	15:00~塑10:3	0 遅出3	11:00~20:00
*************************************	通常	8:30~17:30	まそで 遅 出	11:00~20:00
調理質	早出	6:00~15:00		
事務員	9:00~14:30			
医師	13:00~17:00(毎週月曜日)			

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減

(1) 提供するサービスについて

当事業所では、利剤者に対して以下のサービスを提供します。

- (1)介護給付費等から給付されるサービス
 - (2) 利用料金の全額をご利用者に貧地にただくサービス [(1) 以外のサービス]

① 介護給付費対象サービス

① 川磯和川頂	
種 類	が 内 容
そうだんおよ 相談及び支援	・当事業所は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って
相談及ひ文援 	たじ、可能な隙り必要な支援を行うように努めます。
	そうだんまどぐち しぇんかかりちょう かわくぼ てっゃ <相談窓口>支援係長:河窪 哲也
	・焼漬筋に毎百行います。ただし、利用者の心身の埃売により犬浴することが困難
入 答	な場合は、清拭になる場合があります。
	※設備の点検・修繕等により、入浴できない場合があります。
はいせつ 排泄	りょうしゃ じょうきょう たう てきせつ はいせつしょん たこな はいせつ じりっ む てきせつ ・利用者の 状 況 に応じて適切な排泄支援を行うとともに、排泄の自立に向けた適切
	な支援を行います。
きゃくだっぃ 着脱衣	・必要に常じてが助、確認を行います。
整容	・個性を尊重しながら適切に支援を行います。
いどう 移動	・利用者の心身のなった。に応じて適切に支援を行います。
	・自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況。に応じて支援
	します。
	・利用者が音楽整治における適切な響質を確立するとともに、社会整治への適能性
日中活動の支援	を嵩めるようあらゆる機会を通じて支援します。
	・社会経済活動に参加できるよう、心身の決ったに応じて支援します。
	・利角者が自立して社会生活を営むことができるよう、目前活動(花葉、猿脊、等)
	を特います。
よかかっとう 余暇活動	・条暇支援を行うほか、答糧イベントを計画します。
きゅうくんれん 機能訓練	・体力、身体機能維持の為、運動の機会を提供します。
じ ちかつどう しぇん 自治活動の支援	・新角塔の自治会が智心となって特事等の安繁・計画・実施を特別ます。
生産活動	・生産活動の場として、療育節・軽作業節・製菓節があります。

≪工賃の支払≫

- ・上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する釜額を工資として、生産活動に従事している利用者に支払います。
- ・「工賃支給規定」については、別紙参照。
- ・健康診断・内科検診・歯科検診を実施します。
- ・毎週月曜日の13:00~17:00に医務室等で嘱託医師による診察や健康相談を受けることができます。
- ・常時は、看護師により、疾病予防、健康管理に努めます。また、繁急時必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
- ・処方された薬は、医務室にて看護師が管理します。
- ・利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。 (付き添い料がかかる場合があります)

く当施設の嘱託 医師>

氏 名: 川本立夫

か 名:精神科・内科

しんきつび まいしゅうげっょうび 診察日:毎週月曜日(13:00~17:00)

* 協力医療機関

いりょうきかんめい 医療機関名	科名	游	地電話番号
堀江病院	精神科・内科	まっゃましる(ずみちょうこう 松山市福角町甲1582	089-978-0783
を の ないか 矢野内科	内科	まっゃましひがしながと ちょうめ 10- 松山市東長戸1丁首10-	-18 089-922-5522
山本整形外科	整形外科	*コやサましラ 5st やちょラ 松山市内宮町533-4	089-979-5151
まこと歯科クリニック	歯 科	まっゃましるくずみちょうこう 松山市福角町甲538番	逝10 089-978-7677
じゅしんいりょうきかん			

受診医療機関

医療機関名	科名	旂	茬	地	電話番号
えなめけんりっちゅうおうびょういん 愛媛県立中央病院			がまち 日町83番地		089-947-1111
松山赤十字病院			*************************************	þ	089-924-1111
岡本外科整形外科	が また	松山市高			089-978-2282
+亀皮膚科	皮膚科	まっゃましどうご松山市道	た。う 後町1-6-30	1	089-943-5067
かわたにせいけい げ か 川谷整形外科	整形外科	まっゃましつねが松山市常	が〒379−1		089-994-7800
岡本耳鼻咽喉科	耳鼻科	まっゃましゃま; 松山市山	逾2−1−30		089-926-3349
はしもと脳神 <mark>経外科</mark>	のうしんけい げ か 脳神経外科	まっゃましうまた 松山市馬	大町2230- ·	1	089-989-5959
ばょうほく じ び いんこうか 城 北 耳鼻咽喉科	耳鼻科		を 屋町3丁目	11-4	089-924-6670
さなだ眼科	眼 科		長戸1-8-6		089-926-3377
うっしょがんか 別所眼科	眼 科		越5-14-14		089-923-6789
えなめけなこうくう 厚けな 愛媛県口腔保健センター	歯科		いまち ちょうめ 井町2丁目6	-2	089-932-5047
光洋台デンタルクリニック	歯科	まっゃましぉが松山市小	前草200-1		089-994-3777
がわたばか のうしんけいばか 河田外科・脳神経外科	外科・脳神経外科	まっゃましろっ 松山市六	けんやちょう 軒家 町 3 <i>の</i>	19	089-924-1590

健康管理

たなべひにょうきかないか 渡辺泌尿器科内科	※尿器科・内科	まっゃましゃまごえちょう ばんち 松山市山越町455番地1	089-922-7088		
##\$\$#\$## しょうかきないか 山中内科・消化器内科クリニック	カ科・消化器内科	*^* は り ちみやちょう 松山市内宮町558-1	089-978-7611		
a く じまびょういん 奥 島 病 院	[*] 人 [*] 科	まっゃましどうごまち ちょうめ ばん ごう 松山市道後町2丁目2番1号	089-925-2500		
うめおか神経クリニック	てんかん外来	*^** はにばんちょう ちょうめ 松山市二番 町 3丁目8-21	089-913-0133		
原循環器科内科クリニック	たまんかんきか ないか 循環器科・内科	まっゃましいわいだに ちょうめ 松山市祝谷2丁目12ー32	089-917-7755		
りょうしゃ びょうじょうきゅうへんなど きんきゅうじ すみ いりょうきかん れんらくなど おこないます * 利田老の 病 北 刍 恋 笑の 竪 刍 時け 連わかに 医療機関への連絡等を行います					

②介護給付費対象外サービス

多月段和19月 2	
種 類	ない 内 容
	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供
	します。
した。 じ 食 事	<食事時間>
度	朝食(7:15~8:00)
	を食(12:00~13:00)
	夕食 (18:00~19:00)
特別な食事	・利用者の希望により特別な食事を提供する事もできます。(要相談)
各種付き添い等	・利用者の希望する医療機関等への受診や薬の受け取り等。
	・利用者の希望に応じて実施します。潤いのある質の高い生活を送ることができる
まれかっとうなど 余暇活動等	よう支援をします。その活動を行う上で利用者に負担して頂くことが適当なもの
	は、実費を負担して頂きます。
あず きんなどかんり	・利用者の希望により、預かり金等管理サービスをご利用頂けます。
類かり金等管理	・「預かり金管理規定」については、別紙参照。
その他日常生活上	・利用者の希望により実施します。
必要となる支援	(理美容・クリーニング・予防接種・粗大ごみ処分等)

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「値別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理賃貸者が祚散し、利用者の信意をいただきます。間「値別支援計画」の写しは利用者に交待いたします。また、必要に応じて随時「値別支援計画」の質値しを行います。

≪サービス利用料金≫

お支払いただく利用料はつぎのとおりです。

(1) 介護給付費サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち利用者負担労(サービス利用料金全体の 1割を上腹)を事業者にお支払いただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証。をご確認ください。

せいかつかい ことぎょう ままんてき 生活介護事業:基本的なサービス利用料金(介護給付費)(1日あたり)

A. ご利用者の障害支援区分	运分2以下	运分3	运资4	运资5	运资6
B. 報酬单価(単位:1単位10円)	461单位	504单位	570革位	819革位	1, 104單位
C. サービス利用料釜	4, 610취	5, 040취	5, 700취	8, 190荒	11, 040취
D. うち介護絡付費として 清前より代理受領する釜額	4, 149荊	4, 536취	5, 130취	7. 371취	9, 936苧
サービス利用に係る自己負担額 【CーD】(介護熱行費の定率負担)	461취	504취	570취	819蒼	1, 104苧

※サービス利用に係る自己負担額については別義1に該当する場合、月あたりの負担額が無料 となります。

(2)特別な支援に伴う利用料金

前項の基本的なサービス利用料金以外に、次の特別な支援を行う場合は、ご利用されるサービスごとに利用者負担金が必要になります。

生活介護に係る加算

「人員配置体制加算】

1. サービス利用料金(単位)/日/定員20人以下 (1.7:1)	2, 120戸 (212単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する釜額	1, 908Ħ̈́
3. 首己負担額(1-2)	212克

【福祉専門職配置加算】

サービス利用料金(単位)/日/福祉専門職配置(皿)	60荒(6粒)
2. うち介護絡付費として市町より代理受領する釜額	54 克
3. 首己資道額(1-2)	6

【常勤看護職員等配置加算Ⅰ】

サービス利用料釜(単位)/目	110円 (11単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する釜額	99 [₹] ん
3. 首己資類額(1-2)	11 円

【初期加算】(新規利用時30日の間で利用した日のみ)

1. サービス利用料金(単位)/日	300
2. うち介護絡付費として市町より代理受領する釜額	270
3. 自己貧担額(1-2)	30취

【訪問支援特別加算】

1. サービス利用料金(単位)/日	1時間未満の場合	1時間以上の場合
	1,870 🋱 (187 🌡 位)	2,800취 (280草位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	1, 683취	2, 520荒
3. 首己負担額(1-2)	187취	280취

【莚長支援加算】

1. サービス利用料釜(単位)/目	1時間未満の場合	1時間以上の場合
	610취 (61単位)	920ँ円 (92箪位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	549 🋱	828 🋱
3. 首己貧担額(1-2)	61 취	92 취

【欠席時対応加算】

1. サービス利用料釜(単位)/盲	940荊 (94箪位)
2. うち介護絡付費として市前より代理受領する釜額	846취
3. 首克貧類額(1-2)	94 🋱

【延長支援加算】

1. サービス利用料金(単位)/日	1時間未満の場合	1時間以上の場合
	610취 (61単位)	920취 (92草心)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	549 🋱	828 🋱
3. 首己貧損額(1-2)	61취	92취

【送迎加算】

1. サービス利用料金 (単位) /日	片道	区分5.6の人が全体のの/100いる場合
1. サービス利用料金(単位)/日	210취 (21単位)	490ँ円 (49箪 🖒)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	189 🋱	441 荒
3. 自己資類額(1-2)	21 취	49🋱

【福祉介護職員処遇改善加算】

1. サービス利用料釜(単位)/月	1月+所定单位×69/1000
-------------------	-----------------

- ※1かげるの基本報酬及び答応算を算定した単位数の合計にかける(四捨五人)
- ※給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護給付費対象外サービスの料金

介護絡付費等の絡付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の 記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い資きます。

なお、この所定料をは、経済状況の著じい変化その他やむを得ないい。 な額に変量することがあります。その場合事前に変量の内容ならびに変量する事由について、 変量を行う 2 力月前までにご説明します。

以下については、料金(実費等)をいただきます。

資	料釜		
食 事	朝食	^{ちゅうしょく} 昼食	夕食
長	400취	640취	560취
特別な食事		実 費	
日用生活品の購入(下着等の被服費及び歯ブラシ 等の日用品費)	実 費		
特別な病院受診等に係る諸費用	まんか ひ 参加費	まんかり 参加費 こうつうひ 実費	
(各種特別な付き添い等を含む)	美 賞 交通費		
	うきそいひ 付添費 (時間内) 600円		
	30勞	じかん (時間	外)700취
うず り * 金字管理サービス	华10, 000产		
故意破損弁價代	じっぴ 実費		は補償範囲を超えた場合
コピー費用	1枚	白黒10円	カラー30
かくしょうかいは、 はっこう ざいえんしょうかいしただら 各証明書の発行(在園証明書等)	1 部	1	00취

その他日常生活上必要となる諸費用 (理容美容・クリーニング代予防接種等)

実 費

※1. 後事をキャンセルする場合は、『土曜首・旨曜首・祝祭旨を含まない3 首請の17:00 まで』にお中し出ください。

『土曜日・日曜日・祝祭日を答まない3日前の17:00まで』にお申し出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。また、8月13日~15日、12月29日~1月3日につきましては祝祭日の扱いとさせていただきます。

例・・水曜日の食事をキャンセルする場合は、3日前が日曜日となります。土曜日・日曜日 は日数に含みませんので、キャンセル料のかからないお申し出の日は前の週の金曜日 となります。

食事キャンセル料(原材料費相当額) | 朝食215円 | 昼食330円 | 夕食300円

- ※2. 光熱水費については、年度により変更する場合があります。
- ※3. 介護給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ※4. 特別な病院受診等に落る諸費用の付添費の単価につきましては、利用者 1名につき 資率者 1名で 引率を行った場合の費用となります。従って、参加利用者及び 引率者が複数の場合は、 所要時間に 引率人数を掛けたものを参加利用者数で割ったものが、一人当たりの費用となります。
- ※5. 特別な精院受診等に徐る諸独別の付添費における(時間内)とは、8:30~17:30 までとなります。それ以外の時間につきましては、(時間外)の費用が適応されます。
- ※6. その他、社会情勢等により著じい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

≪利用者負担の軽減について≫

へっぴょう 別表 1		
区分	世帯の収入状況	1カ月あたりの負担上限額
生活保護	せいかつほうご じゅきゅうせたい 生活保護受給世帯	
低所得 1	しちょうそんみんぜいなかぜ、いまたい 市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する	
	ご本人の収入が80方円以下の方	0 🎢
低所得 2	しちょうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯	VΗ
	れい にんせたい Lajawa a tahath apaluata) はあい おおむ まんえんいか Lajawa a tahath 内)3人世帯で障害基礎年金1級 受給の場合、概ね 300万円以下の収入	
	れい たんしんぎたい しょうがいき そねんきんいがい しゅうにゅう おおた まんえんい か しゅうにゅう 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね 125万円以下の収入	
^{ເນລເຊີນ} 一般 1	市町村民税課税世帯(20歳未満)	9, 300円
いっぱん 一般 2	しちょうそんみんぜいかぜいせたい 市町村民税課税世帯	37, 200円

りょうしゃきたん かん げつがくじょうげん [利用者負担に関する月額上限]

(3)利用料金・費用のお支払い方法

前記《サービス利用料金》(1)(2)の料金・費用は、1分月ごとに計算しご請求します。利用者 資担金は、当月末日精算の翌々月末日払いです。

しはらいほうほう 支払方法

- ・ご指定の口煙からの自動引き落としてお願い致します。
- ・現金又は振込での支払いを希望される場合はお申し出下さい。
- りょうしゅうしょ きぼう ばあい はっこういた もう でくだ ・ 領 収 書を希望される場合は発行致しますのでお申し出下さい。

6 非常災害時の対策

VI 11004 III 110 110	2717
非常時の対応	うっと しきだめる消防計画により対応します。
じた 防火管理責任者	角藤 洋平
避難訓練	消防法に差められた鉾2筒以上の訓練を利用者参加の上実施
防災設備	対文器 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 消防機関へ通報する火災報知設備 誘導灯

7. 個人情報の保護について

施設は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱います。

- (1)施設の職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持します。
- (2)施設は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき管を、職員との雇用契約の内容とします。
- (3)施設は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ受害により利用者等の同意を得るものとします。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業所は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の対象に応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の貧道となります。) * 本事業所における記録の項首は次のとおりです。

- (1)個別支援計画
- (2) サービス提供の具体的な内容
- (3) 利用者の障害の状態ならびに繋うなるの受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町への通知事項
- (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状 沈 や繋急 やむを得ない 理由など
- (5) 利用者からの苦情の内容
- (6)事故の状況。及び事故に際しての対応
 - ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
 - ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、9:00~17:00(平日)です。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情等申立先

●事業所内の受付窓口					
たんとうしゃ 担当者	職名・役職名	氏 名	住 所	でんわばんごう	
かいけつせきにんしゃ解決責任者	しせっちょう 施設 長	やすたかやす し 安髙泰志		089-978-1166	
解决真仕者 	施設 長	安局泰志	まつやましかくずみちょうこう 松山市福角町甲1829番地	y-yasutaka@hukuzumikai.com	
うけつけたんとうしゃ 受付担当者	しえんかちょう ほっさ 支援課長補佐	をきゃまだいすけ 秋山大輔	松山巾ሬ用 町 甲1829番地	089-978-1166	
受付担当者)文援謀長補佐 		秋山大輔		d-akiyama@hukuzumikai.com
	シング かいかん じ 福角会監事	小林保一	まっゃましょしふじ 松山市吉藤2-17-46	089-922-5265	
だいさんしゃいいん 第三者委員	えずかいひょうぎいか 福角会評議員	や ぎ たかのり 八木孝教	まつやましぼりえちょうこう 松山市堀江町甲1378番地5	089-979-0405	
せんにん かいにんいい 4 八木孝教 松山市堀江町申13			009-979-0403		
	った 设置しておきます <i>の</i>	Dでご利用くカ	ごさい 。		
●行政等の受付機関					
機関名			住 所	でんわばんごう 電話番号	
えひめけん 愛媛県	保健福祉部障	がい福祉課	L か		
まっゃまし 松山市	松山市 保健福祉部 障 がい福祉課 松山市二番 町 4-7-2 089-94		089-948-6719		
えひめけんしゃかいふくしきょうぎかい 愛媛県社会福祉協議会	うんえいてきせい 運営摘正人	てきせいかいいんかい すつやすしもちだちょう		089-998-3477	

10. 緊急時等の対応(事故対応含む)について

- (1)サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに協力医療機関では対角者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を行い、管理者に報告します。
- (2) 協力医療機関等へ運絡等が困難な場合は、他の医療機関への運絡を行う等の必要な処置を行う等の必要な
- (3)サービス提供により事故が発生した場合は、直ちに関係市町村、当該利用者の家族等に 連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (4)サービス提供により賠償すべき事故が発生した時は、遠やかに損害を賠償するものとします。

11. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の 擁護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79条)」を遵守するとともに、下記の 対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の設置

担当者	職名•役職名	氏 名	全 新	電話番号
きゃくたいぼう しせきにんしゃ 虐待防止責任者	しぇんかちょう 支援課長	ふくとみ と も き	 まつやましかくずみちょうこう 松山市福角町甲1829番地	089-978-1166
虐 符 防止 真仕者	文援謀長	福富智樹	松山市倡用 町 中 1 8 2 9 番地 	t-fukutomi@hukuzumikai.com

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

【行政関係の虐待受付窓口】

愛媛県 障 がい者権利擁護センター	所在地 松山市茶町7-2
(福祉総合支援センター)	でんわばんごう 電話番号 0 8 9 一 9 1 1 一 2 1 7 7

松山市保健福祉部障がい福祉課
まつやまししょう (松山市 障 がい者 虐 待 防止センター)

所在地 松山市二番町 4 — 7 — 2 電話番号 0 8 9 — 9 4 8 — 6 8 4 9

2020年 月 日

指定生活介護事業所に関するサービスの提供。及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要 事項の説明を行いました。

施 設 名 いつきの 説明者職名

氏名

的

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定生活介護事業に関するサービスの提供及び利用の開始に同意しました。

利用者		
(住所)		
(氏名)		卸
たちあいにん 立会人		
(住所)		
(氏名)		isa FJ
	/ J t うしゃ かかけい (15 t	